

市民参加手続の省略（税関係）

市町村名	関係条文
富良野市	<p>第5条</p> <p>2 市は、前項に掲げる市の仕事のうち、次の各号のいずれかに該当するものについては、市民参加手続を行わないことができます。</p> <p>(1) 法令の規定により実施の基準が定められていて、その基準に基づいて行うもの</p> <p>(2) 市に内部にのみ適用されるもの</p> <p>(3) 軽微なもの</p> <p>(4) 緊急に行わなければならないもの</p> <p>3 市は、前項の規定により市民参加を行わないことにしたものについて、<u>これを公表します。</u></p>
石狩市	<p>第5条</p> <p>2 緊急その他やむを得ない理由があるときは、前項の規定にかかわらず、市民参加手続を行うことを要しない。<u>この場合において、市の機関は、その理由がやんだ後速やかに、次の事項を公表するものとする。</u></p>
北広島市	<p>第5条</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、市に機関は、対象事項のうち次の各号のいずれかに該当するものについて市民参加を求めないことができます。</p> <p>(1) 軽微なもの</p> <p><u>(2) 緊急を要するもの</u></p> <p>(3) 市の機関の内務事務処理に関すること</p> <p>(4) 法令（この条例及びこの条例に基づき市の機関が定める規則その他の規程を除きます。第6号において同じです。）の規定により政策等の実施の基準が定められており、その基準に基づき行うもの</p> <p>(5) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項の規定により条例の制定、改正又は廃止の請求が行われたもの</p> <p>(6) 法令に基づき事情第1項に規定する市民参加手続と同様の手続が行われるもの</p> <p>3 市の機関は、<u>前項第2号</u>に掲げるものに該当したことにより対象事項について市民参加を求めなかったときは、その内容を速やかに公表するものとします。</p>